

## 静岡県地域防災活動知事褒賞に関する要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、自主防災活動等に関し功績顕著な者及び団体に対し、知事が表彰し、もってより一層の地域防災活動の充実・発展に資することを目的とする。

### (表彰の対象)

第2 県内において地域防災活動に顕著な功績があり、今後もその活動が期待できる別表に掲げる個人及び団体に対し、別表に掲げる区分及び部門ごとに表彰を行うものとする。ただし、同様の功績により知事褒賞以上の表彰を既に受けているものは対象としないものとする。

### (表彰の基準等)

第3 被表彰者の表彰基準及び被表彰数は別表のとおりとし、詳細は別に定める。

### (被表彰者の推薦)

第4 別表に掲げる推薦者は、推薦調書に必要事項を記入し、関係書類を添付して危機管理部長に提出する。

### (被表彰者の決定)

第5 被表彰者の決定の手続きは、次に掲げるとおりとする。

(1) 自主防災組織の部、自主防災組織役員部の部及び学校の防災活動の部

推薦調書及び関係書類に基づき精査・選考し、危機管理部長の決裁をもって被表彰者を決定する。

(2) 個人の部、事業所の部及び団体の部

危機管理部長は、選考委員会の選考に基づき被表彰者を決定する。

(3) 災害発生時の功績の部

推薦調書及び関係書類に基づき精査・選考し、危機管理部長の決裁をもって被表彰者を決定する。ただし、知事戦略局秘書課長に合議するものとする。

### (顕彰の時期)

第6 表彰式は、毎年11月23日（勤労感謝の日）に行う。ただし、県の特別な記念行事等に合わせて行うこともできるものとする。

### (その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則（施行期日）

この要綱は、平成元年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年8月21日から施行する。
- 2 改正後の静岡県地域防災活動知事褒賞に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に推薦があったものについて適用し、施行日前に推薦があったものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(別表)

## 地域防災活動知事褒賞に係る表彰の基準等

区分	部 門	対 象	表彰種類	表彰基準	推 薦 者	被表彰数
自主防災活動	(1)自主防災組織の部	県内に所在する自主防災組織（市町単位での地区連合防災組織を除く。以下同じ。）	褒賞	原則として市町村長表彰を受賞し、かつ県が奨励・指導する施策に基づき10年以上の活動実績を有する組織	市町長	おおむね10以内
	(2)自主防災組織役員等の部	県内に所在する自主防災組織の会長、副会長、防災委員、防災指導員、班長、自主防災組織独自の役員その他これに準ずる者	褒賞	原則として市町村長表彰を受賞した者であって、①又は②に該当する者 ①10年以上にわたり、県の防災対策事業推進及び自主防災組織の活動につき多大な功績が認められる自主防災組織役員等 ②自主防災組織と関係の深い公的機関での活動に功績があり、その機関の長の特別推薦がある自主防災組織役員等	市町長	おおむね10以内
社会貢献活動	(3)個人の部	県内で活動する個人	褒賞	5年以上にわたり、防災思想の普及、防災施設の整備、その他災害対策の実施につき県内広域にわたり多大な成果をあげ他の模範と認められる者であって、①又は②に該当する者 ①防災対策推進のための研究、防災思想普及等に貢献した者 ②民間事業所、ボランティア団体等において、防災活動に従事し、その功績が顕著な者	市町長、賀茂振興局長及び各危機管理局长	おおむね10以内
	(4)事業所の部	県内に所在する産業関係団体に属する個人及び法人であって、継続して3年以上活動しているもの	褒賞	大規模災害発生に備え、自社の防災対策に努めるとともに、地域防災活動に積極的に取り組み、その功績が特に顕著な事業所	産業関係団体の長、市町長、賀茂振興局長及び各危機管理局长	おおむね2以内
	(5)学校の防災活動の部	県内に所在する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、幼稚園を除いたものをいう。）で継続して3年以上活動しているもの	褒賞	大規模災害発生に備え、児童・生徒の防災教育に努めるとともに、地域と連携した防災活動に積極的に取り組み、その功績が特に顕著な学校	市町長、教育関係機関の長、賀茂振興局長及び各危機管理局长	おおむね2以内
	(6)団体の部	県内に所在する団体（上記(1)、(4)及び(5)に掲げるものを除く。）で継続して3年以上活動しているもの	褒賞	災害発生に備え、防災思想の普及、防災活動の推進に積極的に取り組み、その功績が特に顕著な自主防災組織以外の団体	市町長、賀茂振興局長及び各危機管理局长	おおむね3以内
災害発生時功績	(7)災害発生時の功績の部	災害発生時の活動に顕著な功績のあった個人及び団体	褒賞	災害発生後、特に抜群の功労があり他の模範と認められる功績を有する組織 災害発生時、献身的にして抜群の活動により功績が他の模範と認められる者	市町長	若干（対象のあった都度）